

介護員養成研修事業

介護職員初任者研修課程（通信）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

名称 株式会社介護のおしごと相談窓口

所在地 兵庫県加古川市平岡町新在家 615-1 イオン加古川店 3F

（目的）

第2条 本研修の目的は次のとおりとする。

養成研修の目的として、高齢者の人口の増加かつ多様化する介護ニーズに応じた介護サービスを提供するため、また、高齢者や障害者を持つ方々等の自立を助け、介護の負担軽減を図るための介護技術の修得、普及に必要な専門的知識、技能を有する介護員の養成を図ることを目的とする。

（研修事業の名称及び実施課程）

第3条 研修の名称及び実施課程は次のとおりとする。

実施課程 介護職員初任者研修 課程（通信形式）

研修事業の名称 介護のおしごと相談窓口 介護職員初任者研修（通信）

（研修会場）

第4条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、下記のとおりとする。

兵庫県加古川市平岡町新在家 615-1

イオン加古川店 3F 介護のおしごと相談窓口

（研修カリキュラム及び担当講師）

第5条 研修カリキュラムは日程表の通りとする。

担当講師は講師一覧の通りとする。

（研修修了の認定方法）

第6条 修了評価は全講義終了後、筆記試験にて行う。修了評価はA（90点以上）、B（80点～89点）、C（70点～79点）、D（70点未満）の4段階とし、A～Cに達した場合は合格とし、Dについては不合格とする。D評価の場合、補講、再評価を行い、評価がA～Cに達した場合は合格とする。

(受講資格)

第7条 受講対象者は、次の者とする。

介護サービスに従事している者又は今後従事しようとする者であって、研修意欲がある者。または、その他の目的のため介護に関する知識、技術を習得しようとする者。

(受講手続)

第8条 研修受講手続は、介護のおしごと相談 窓口または web 上において取り扱う。

当社指定の申込用紙またはフォームに必要事項を記入の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申込は終了する。

(研修欠席者の扱い)

第9条 理由の如何にかかわらず、研修開始時刻から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、原則欠席は認めないが、やむを得ない事情がある場合は必ず事前に相談する。

(補講の取扱い)

第10条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められた者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。また、補講は当社において実施するものとする。

(研修参加費用)

第11条 研修参加費用は次のとおりとする。(金額は全て税込)

受講者負担金 60,500円(消費税・テキスト代込み)

(受講の取消し)

第12条 次に該当するものは、受講を取消すことが出来る。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、そのほか受講者としての本分に反したと認められる者

(修了証明書の交付)

第13条 修了を認定された者には、当法人において、修了証明書を交付する。

(修了者名簿の管理)

第14条 修了者名簿の管理については、次のとおり行う。

(1) 修了証明書交付名簿、その他必要書類を適正に管理するとともに、兵庫県東播磨県民局長に提出する。

(2) 修了証明書の紛失があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

付 則

この学則は2022年9月1日 から施行する。